

(5) 憲法

[設問]

H市屋外広告物条例(以下、本条例という)は屋外広告物法の規定に基づき制定されたもので、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示の場所及び方法並びに屋外広告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制を行う。本条例第4条第1項及び第2項によると、橋、街路樹、信号機、道路標識、郵便ポスト、煙突、銅像等については、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置をすることができない。また、本条例第33条第1項第1号は違反者に対し30万円以下の罰金に処すると定める。

演劇集団を主宰するXは、H市市民会館でXの脚本による「怪獣大戦争」の公演が決まったため、様々な怪獣を描いたA4版のポスター40枚を作成した。Xは脚本の中にH市の行政を批判するセリフを入れており、上記ポスターにもH市の行政を批判する文言を入れている。大半のポスターは所有者の承諾を得て塀などに掲示したが、3枚については市民会館前の道路脇にある街路樹3本にそれぞれ掲示した。Xは市民会館で公演を行うことから、当該街路樹への掲示についてH市の許可を得る必要はないと考えていた。街路樹にポスターを掲示した3日後、XはH市から当該ポスターを取り除くよう求められたが、Xがこの要請に応じなかったため、XはH市屋外広告物条例違反で起訴された。そのためXに対し罰金刑が科される可能性もある。なお、市民会館はH市の中心に位置し、一帯は歴史的建築物が多く美観地区に指定されており、市民の憩いの場となっている。

本事案に含まれる憲法上の問題について、論点を挙げた上であなたの見解を述べなさい。

H市屋外広告物条例

第4条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
- 二 石垣、擁壁の類
- 三 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された保存樹及びその支柱
- 四 信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類
- 五 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの
- 六 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- 七 郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス
- 八 送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔
- 九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- 十 銅像、神仏像及び記念碑の類
- 十一 ~ 一二 (略)

2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第5号に掲げるものを除く。)には、はり紙、はり

札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

3 (略)

第6条～第32条 (略)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第4条の規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者

二 ～ 四 (略)

(6) 民法

次の〔事実〕を読んで〔設問〕に答えなさい。

〔事実〕

1. Aは工務店を営んでいたが、体調が芳しくないため、廃業することとした。Aは、事業用の工作機械甲を有していたところ、廃業のため甲は不要となったことから、知人Bに買い取ってもらうこととし、2023年3月20日、Bとの間で甲の売買契約（以下、「本件契約」という。）を締結した。本件契約の締結に際して、Bは代金100万円を一括してその場で支払ったが、甲を設置する場所の確保にしばらく時間がかかるとして、同年4月17日まで引き続き甲をAの手元に置いておいてほしい旨を申し出、Aもこれを了承した。
2. 本件契約の締結の2日後、Aは、Cに対し甲を2週間賃貸する契約（以下、「本件賃貸借契約」という。）を締結し、甲をCに現実に引き渡した。
3. 本件賃貸借契約締結の2日後、Aは、Cから、Cの知人Dが甲を150万円で買い受けた旨の申し出があった旨の連絡を受けた。甲を高値で買い取ってくれることを知ったAは、同日、Dに甲を売却して代金を受け取り、Dの同意を得て、Cに対し、本件賃貸借期間の終了後に甲をDに返還するよう指図した。

〔設問〕

AがDに甲を売却したことを知ったBは、Cに対し、甲について所有権に基づく返還請求をした。CがBから甲の返還請求を受けたことを知ったDは、甲についての即時取得の成立を主張して、Bの請求には理由がないとして争った。Bの請求は認められるか。

(7) 行政法

次の〔設例〕を読み、〔参照条文〕を参考にしつつ、全ての〔設問〕に答えよ。なお、各設問は、それぞれ独立した問題である。

〔設例〕

公衆浴場法は、公衆浴場の経営について、距離制限を伴う許可制を採用している。その具体的な距離は、都道府県の条例で定められる。その距離を定めた A 県の条例は、公衆浴場の「設置の場所の配置の基準」として、新設しようとする公衆浴場と既設の公衆浴場との距離が「300メートル以上保たれていること」と規定している。

〔設問 1〕

A 県知事は、B から公衆浴場営業許可の申請を受けて審査を開始したところ、その 3 日後に C から公衆浴場営業許可の申請を受けた。C は、B の営業予定地から 200 メートル離れた場所で、公衆浴場を経営しようとして計画している。A 県知事は、B と C の申請について、いずれも公衆衛生上の問題はないと判断した一方で、C の方が経営意欲と能力が高く、C の申請がより公益に適うと考えている。A 県知事は、B と C の申請のうち、どちらを許可すべきか。判例の考え方を踏まえて論じよ。

〔設問 2〕

A 県知事が、D に公衆浴場の営業許可を与えたところ、既存業者 E は、自身の浴場と D の浴場が 280 メートルしか離れていないと主張し、当該許可の取消訴訟を提起した。E の原告適格は認められるか。判例の考え方を踏まえて論じよ。

〔設問 3〕

A 県知事が、F に公衆浴場の営業許可を与えたところ、G は、F の申請が許可要件を充たさないはずであると主張し、公衆浴場利用者としての立場から当該許可の取消訴訟を起こした。G に原告適格が認められるかどうかを検討する際に、どういった点が論点となるかを説明せよ。

〔参照条文〕

公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）（抄）

第 2 条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不相当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。……

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県……が条例で、これを定める。

4 (略)

(8) 国際法

A は、X 国に拠点を置く武装組織である。A は、X 国政府から資金提供を受けているが、X 国の国家機関ではなく、X 国の法令により政府権限を行使する資格が与えられている組織でもない。A は、X 国の隣国である Y 国に対して複数回ミサイル攻撃を実施し、甚大な被害を生じさせた。Y 国は、X 国政府に対して A の活動を止めるよう要請したが、X 国政府がこれに応じなかったため、X 国にある A の拠点を爆撃した。

これを受けて、X 国の友好国である Z 国が、Y 国による爆撃は国際連合憲章第 2 条第 4 項が定める武力不行使義務に違反するとして、その旨を宣言する判決を求めて、国際司法裁判所に提訴した。これに対して、Y 国は、(1) 本件訴えは原告適格を欠くため、却下されるべきである、またいずれにせよ (2) 自らの行為は国際連合憲章第 51 条が定める自衛権の行使であるため、正当化されると主張している。

X 国、Y 国、Z 国は、いずれも国際連合加盟国である。Y 国と Z 国は、国際司法裁判所規程第 36 条第 2 項が定める宣言（強制管轄権受諾宣言）を行っているが、X 国は行っていない。

〔設問〕

上記の Y 国の主張 (1) 及び (2) について、それぞれ論じなさい。